

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）無償化事業 対象者：市内に住所を有しており、子どもがいる方 内 容：幼稚園、保育所（園）、認定こども園を利用する0歳から5歳までのすべての児童の利用料が無料 問合せ：《子育て支援課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）
	保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業 対象者：市内に住所を有しており、以下①～③の全てに該当する子どもがいる方 ①3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども ②18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または「ひとり親世帯」か「在宅障害児（者）のいる世帯」の子ども ③国の副食費免除（年収360万円未満相当の世帯）の対象とならない子ども 内 容：保育所・認定こども園等の副食費が無料 問合せ：《子育て支援課 幼児教育保育係》 TEL：0274-62-1511（内線1163）
	すこやかひろば・ぷらす（額部保育所子育て支援センター事業） 対象者：富岡市内在住の小学校入学前のお子さんとその保護者（保育園等に入園しているお子さんも利用可） 内容：①こども発達相談「すこやかルーム」 公認心理師による育児・発達相談。お子さんの発育に不安を感じる保護者が、気軽に相談できる窓口です。 ②ファミリートレーニング 親子遊びや集団活動を通じて、作業療法士や言語聴覚士により、健やかな生活リズムの定着をサポートします。 ③ペアレント・トレーニング 公認心理師が講師となり、保護者がお子さんとの良好な関係を築くための方法を学びます。親子が心穏やかに過ごす時間を増やします。 問合せ：《子育て支援課 額部保育所内 すこやかひろば・ぷらす》TEL：0274-63-7030 * 予約制

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚新生活支援補助金 対象者： 以下①～⑩の全てに該当する方 ①当該年度の4月1日から3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦（新婚夫婦）世帯であること。 ②新婚夫婦の直近所得（前年又は前々年）の合計が500万円未満であること。 ③申請時点で、新婚夫婦共または一方が市内の住宅に居住し、かつ富岡市の住民基本台帳に登録されていること。 ④他の公的な制度による支援を受けていないこと。 ⑤富岡市又は他の自治体などから同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと。 ⑥過去に本補助金の交付を受けていないこと。 ⑦新婚夫婦共に富岡市の市税などを滞納していないこと。 ⑧新婚夫婦共に婚姻時点において39歳以下であること。 ⑨新婚世帯の全員が富岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ⑩申請の日から5年以上、継続して富岡市に居住する意思を有していること。 ⑪夫婦ともに本市の指定する「ライフデザイン支援講座」等を受講または実施していること。 内 容： 以下の【対象経費】に対して、夫婦共に29歳以下の世帯は60万円を、それ以外の世帯は30万円を上限に補助 【対象経費】 結婚を契機に、当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した次の経費 ①住宅を新規に取得した費用 ②同居開始後に生じた賃借料（賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料） ③引越し費用（市内における転居又は市外から市内への転居に限る。） ④住宅をリフォームした費用 問合せ：《子育て支援課 こども育成係》 TEL：0274-62-1511（内線1164）
	「とみおかつみき」贈呈 対象者： 令和5年1月1日以降に市内で生まれたお子さん 内 容： 木箱に生年月日と名前を刻印した積み木を、お子さんの誕生記念にプレゼント。積み木の材料は、間伐した市内産ヒノキとスギを使用 問合せ：《農林課 森林政策係》 TEL：0274-62-1511（内線1270）
	ひとり親家庭医療費助成（福祉医療制度） 対象者： ひとり親家庭の父または母と18歳未満の子（18歳到達後の最初の3月31日まで） 内 容： 保険医療費の一部負担金を助成 問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511（内線1125）
	不妊治療費助成事業 対象者： 専門医で不妊治療をしている方 （1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方） 内 容： 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成 ※申請は1年度につき1回 問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）
	不育症治療助成事業 対象者： 専門医で不育症治療をしている方 （1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方） 内 容： 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成 ※申請は1年度につき1回 問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	おたふくかぜ予防接種費用助成 対象者：満1歳から4歳までの子ども （過去におたふくにかかったり、おたふくの予防接種をしたことがある方は対象外。） 内 容：1回目のおたふくかぜ予防接種費用を一部助成 問合せ：《健康推進課 健康推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）
	子どものインフルエンザ予防接種費用助成 対象者：生後6か月から年度年齢18歳までの市民 内 容：インフルエンザ予防接種費用を一部助成（年度1回限り） 問合せ：《健康推進課 健康推進係》 TEL：0274-64-1901（富岡市保健センター）
	学校給食費無償化事業 対象者：富岡市立小中学校に通う児童生徒 内 容：児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ：《学校給食課 給食管理係》 TEL：0274-62-1504（富岡市学校給食センター）
	学校給食費相当額支援補助金 対象者：本市に住民登録がある保護者であって、本市に住民登録があり、義務教育段階の学校に通学する児童生徒を養育するもののうち、次のいずれかに該当する者 ・提供を受けている学校給食が無償でない。 ・学校給食が実施されていないことにより、提供を受けていない。 ・食物アレルギー等の理由により、学校給食の全部に代えて弁当を持参していて、当該月において一度も学校給食の提供を受けていない。 内 容：当該児童生徒の保護者からの申請に基づいて、本市の学校給食費相当額を補助金として交付する。 問合せ：《学校給食課 給食管理係》 TEL：0274-62-1504（富岡市学校給食センター）
	進学支援金給付 対象者：以下①～④のすべてに該当する保護者等 ①市内に住所を有していること。 ②高校大学等に進学しようとしている生徒または学生の保護者等であること。 ③住民税非課税世帯又はそれに相当する世帯の者であること。 ④世帯全員が市税等を滞納していない者であること。 内 容：入学金、制服代、教科書代、その他の進学準備に要する費用に対して一部を支給 【支給額】 高等学校等の場合 10万円 大学等の場合 20万円 ※進学先の合格前に申請をしていただく必要があります。 問合せ：《教育総務課 教育総務係》 TEL：0274-62-1511（内線2112）
	英語検定助成事業 対象者：市内の小・中学校に在籍する小学校5～6年・中学校1～3年で英語検定を受験した児童生徒の保護者で、以下のいずれにも該当する方 (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 世帯全員が市税等を滞納していない者であること。 (3) 世帯全員が暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。 内 容：1人につき年度内1回、受験する検定料の半額を助成 （ダブル受験する場合は、上の級のみ） 問合せ：《学校教育課 指導係》 TEL：0274-62-1511（内線2125）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	上信電鉄通学定期券購入費の補助 対象者： 以下（1）～（3）の全てに該当する方 （1）上信電鉄の定期券を利用して、中学・高校・大学・専門学校・予備校などに通う、市内に住所がある学生の保護者（保護者も市内に住所を有する必要があります。） （2）市税等の滞納がない方 （3）暴力団員ではない方 ※学生本人が18歳以上の成人の場合は、本人が申請することができます。 内 容： 上信電鉄を利用している高校生等の保護者及び本人を対象に通学定期券の購入費を補助 補助対象経費の20％で、1か月につき上限2,000円（100円未満の端数は切り捨て） 問合せ： 《企画政策課 企画政策係》 TEL：0274-62-1511(内線1228)
住宅支援	空き家家財道具等片付け補助金 対象空き家： 次のいずれにも該当するもの。 （1）一戸建て住宅で現に居住していないもの。 （2）所有者が法人でないこと。 （3）アパート等事業の用に供する用途として建築又は購入したものでないこと。 対象者： （1）空き家の所有権を有する方、またはその相続人であること。 （2）家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。 （3）空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 （4）次のいずれかに該当する方 ・補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。 ・第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した方。ただし、売買契約から6月以内に限る。 内 容： 市内にある空き家内の家財道具等の処分に要した費用及び委託費の1/2（上限10万円）を補助 問合せ： 《建築課 住宅係》 TEL：0274-62-1511(内線1324・1325)

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	木造住宅耐震改修等補助金 対象住宅： 次のいずれにも該当する住宅 1.昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅（床面積の2分の1以上を住宅とする併用住宅を含む）で、平屋または2階建の在来軸組構法または伝統的構法住宅 2.耐震診断の結果が「上部構造評点が1.0未満」と判断されたもの 3.建築基準法に違反していないもの 4.改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等 対象者： 次のいずれにも該当する人 1.対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方または賃貸借契約等対象住宅を利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 2.市税等を滞納していない人 3.耐震改修工事、耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象住宅の所在地に住民登録をし、かつ、10年以上居住する人 内 容： 耐震改修工事等に要する経費の一部を補助 【補助率】 ・精密診断：最大12万円まで補助（補助率4/5） ・補強計画作成：最大28万円まで補助（補助率4/5） ・耐震改修工事：最大100万円まで補助（補助率4/5） ※重点区域内の耐震改修工事の場合：最大120万円まで補助 ・耐震シェルター等設置工事：最大30万円まで補助（補助率1/2） ・リフォーム工事：最大10万円まで補助（補助率1/10） ※耐震改修工事を実施する場合に利用可 問合せ：《建築課 建築指導係》 TEL：0274-62-1511(内線1322・1323)
	家庭用生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助 対象者： 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、市税等の滞納がない方 内 容： 生ごみ処理機（1世帯につき1台）または生ごみ処理容器（1世帯につき2基）の経費の1/2を補助 ※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円 問合せ：《清掃センター》 TEL：0274-62-2823
就労支援	若者人材確保支援奨励金 対象者： ●就職1年目の方（以下（1）～（6）の全てに該当する方） （1）就職時点で30歳以下であること （2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （3）同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること （4）申請の時点で富岡市民であること （5）市税等の滞納がないこと ●就職6年目の方（以下（1）～（7）の全てに該当する方） （1）就職時点で30歳以下であること （2）市内の中小企業に、正社員として勤務していること （3）同一企業の就業期間が、5年を経過していること （4）1年目の奨励金を受けた人は、それ以降継続して市民であること （5）1年目の奨励金を受けていない人は、労働契約開始1年以内から申請日まで継続して市民であること （6）市税等の滞納がないこと （7）過去にこの奨励金（就職6年目）の交付を受けていないこと 内 容： 就職1年目と6年目に奨励金5万円を交付 問合せ：《産業振興課 工業振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1264）

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	市民農園 対象者：市内在住の方（農家の方は除く） 内 容：農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に3カ所開設 ①富岡（28区画） ②一ノ宮（40区画） ③高瀬（40区画） ※使用料…3,000円（1区画／年） 問合せ：《農林課 農業系振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）
	親元新規就農者祝金 対象者：以下のすべての要件を満たす方 ①令和3年度以降に農家の後継者として新たに就農し、農業に対し強い意欲を有していること ②市内に住居を有し、市内に就農すること ③年間の農業従事日数が150日以上であること ④市税等を滞納していないこと ⑤耕作用の農地及び機械（トラクター等）を所有していること 内 容：3万円の祝金を支給 問合せ：《農林課 農業系振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）
	新規就農者等住居支援事業補助金 対象者：新規就農者・法人新規雇用者・就農研修者であって、諸要件を満たす方 内 容：・賃貸住宅の賃借料の2分の1を交付 ・交付対象期間の上限は24箇月 ・交付対象額の上限は2万円 問合せ：《農林課 農業系振興係》 TEL：0274-62-1511（内線1266）
その他	富岡市移住定住コンシェルジュ 対象者：富岡市への移住・定住・二拠点生活を検討している方 内 容：市が委嘱した市内在住の移住者が、相談対応や地域情報の提供などを行う。 問合せ：《地域づくり課 とみおか暮らし応援係》 TEL：0274-62-1511(内線1253・1254)
	富岡市まちなか移住体験住宅 対象者：富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方 内 容：富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。 ※使用料…15日以下：20,000円 16日以上30日以下：30,000円 問合せ：《地域づくり課 とみおか暮らし応援係》 TEL：0274-62-1511(内線1253・1254)
	若者定住促進奨学金返還支援事業 対象者：（1）令和2年3月1日から令和11年3月31日までに大学等を卒業した方 （2）毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方 （3）市内に5年以上定住する予定の方 （4）最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方 （5）奨学金を滞滞なく返済している方 （6）申請者及び世帯全員に市税等の滞納がない方 内 容：1年間に返還した金額及び予定額を補助する。 ※上限額…1年間の上限10万円、最大5年間（50万円）まで 問合せ：《企画政策課 企画政策係》 TEL：0274-62-1511(内線1224)

分類	事業名（対象者・内容）
その他	創業者スタートアップ応援事業補助金 対象者：（1）市内において新たに創業する者又は申請時に創業の日から2年を経過しない者 （2）市内に新たに事業所を設置する法人又は個人 （3）特定創業支援事業による支援を受けているもの （4）市税などを滞納していない者 （5）許認可などを必要とする業種の創業にあつては、当該許認可などに係る登録・届出を行っている者 （6）過去にこの補助金の同一区分での交付を受けていないこと 内 容：（1）備品購入費：1/2以内（上限10万円を補助） （2）広告宣伝費：1/2以内（上限10万円を補助） （3）商業登記費：1/2以内（上限10万円を補助） （4）新設・改修費：1/2以内（上限50万円を補助） 問合せ：《産業振興課 産業振興係》 TEL：0274-62-1511(内線1263)
	デマンド型乗合タクシー「愛タク」の運行 対象者：どなたでもご利用可能 内 容：運行日時 …毎日、午前8時から午後5時まで 運行エリア…市内全域 運賃 … 1乗車100円：市内在住・在学又は在勤者、小学生、障がい者（同伴者含む） 1乗車500円：上記以外の利用者 ※未就学児は無料 運行形態 …複数乗客の相乗りにより、乗降予約があった停留所間を最も効率的なルートで運行 予約方法 …電話、スマートフォンアプリまたは富岡市公式LINE（利用希望日の5日前から予約可） 問合せ：《企画政策課 企画政策係》 TEL：0274-62-1511(内線1228)